

徳島県環境審議会 生活環境部会
平成23年度第1回 会議録

- 1 日 時
平成23年9月5日（月） 午後2時00分から午後3時10分まで
- 2 場 所
徳島県庁10階 大会議室
- 3 出席者
(委員) 17名中12名出席
〈1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略〉
荒川浩児委員，石田方子委員，大栗邦子委員，加藤登美子委員，久米稔委員，
近藤真紀委員，中村英雄委員，眞野保子委員，水口裕之委員，本仲純子委員（部
会長）
〈2号委員：市町村長又はその指名する職員，敬称略〉
岩崎小枝子委員（代理），毛登山恵子委員
(事務局)
坂東環境総局長，新納環境総局次長，湯浅環境管理課長 ほか

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 審 議
(1) 総量削減計画の策定について
(2) 総量規制基準の設定について
- 4 閉 会

■配付資料

- 化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）
- 総量規制基準（案）について
- 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲及び徳島県規制基準（案）
- 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲及び徳島県規制基準（案）
- りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲及び徳島県規制基準（案）
- 総量削減計画及び総量規制基準について（参考資料）

【議事概要】

- 1 開 会
(事務局)
それでは定刻になりましたので，ただいまから徳島県環境審議会・生活環境部会を開会いたします。

〈本日ご出席いただきました委員数は、11名（一名途中から参加のため総計12名）であり、当部会委員数17名の過半数を超えており、徳島県環境審議会運営規程により会議の成立を報告した〉

2 挨拶

坂東環境総局長

3 議事

〈以後は部会長が議事を進行〉

（部会長）

それではただいまから議事に入りたいと思います。本日の審議議題は、お手元の「会次第」にありますように、知事から諮問のありました「総量削減計画の策定」と「総量規制基準の設定」の2件でございます。

この両案件は、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規程により、会長から当部会に付議されております。

「総量削減計画(案)」それと「総量規制基準(案)」については関連性がありますから、事務局の方からこの2点併せて説明していただきたいと思います。よろしく願います。

（事務局）

総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）について配付資料に基づき説明

（部会長）

ありがとうございました。

それではただいまから、事務局の方から提案いただいております「総量削減計画(案)」と「総量規制基準(案)」について何か御意見とか御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

発言される前には、お手元のマイクのスイッチを入れてからお願いしたいと思います。よろしく願います。

（委員）

それでは質問ですけれども、こういう作業が大変だということがよくわかりまして、敬意を表したいと思います。

ひとつ質問でございますけれども、先ほど御説明の中で、基準年ちょっと正確には覚えてませんが、昭和54年かなんかその時の汚染量をこれ以上汚させないようにするというので現在も色々対策されているということですが、100%徳島海域では達成しているという御説明だったと思んですけども、そこら辺でその54年か、そこは少し正確ではないんですけど、基準年に対して現在は完全にそれよりは良くなっているというかそういう解釈させていただいてよろしいでしょうか。

（事務局）

あの瀬戸内海は13府県ありまして、非常に広いエリアとなっております。

昭和54年からこういう規制が始まったんですけど、大阪湾とか北九州の方とか、広島湾の方とかは、より汚れていたんですけど、うちの県の方は幸いというか以前から水質自身は良好でした。

ただ、それで全体的には、瀬戸内海全体としては水質は良好になってきてるんですけど、うちの本県のエリアについては以前から良好でしたのでそれを維持している状況でございます。

ですから、今回の規制では特に強化なしということになっております。

(委員)

ありがとうございました。

それから、もし御存じでしたら教えていただきたいのですが、現在の状況でどこの流域にするかはちょっと難しい問題だとは思いますが、自然浄化能って言うんですか。そういったものの計算はされてるんでしょうか。

(事務局)

先ほどの御質問と少し関連すると思うんですが、汚濁の負荷量は減ってきていると、その割に水質はあまり良くなってないというか環境基準の達成率7割強という状況ですので、何か要因があるのではないかとということで国の方で調査研究しております。

その中で、過去の汚れが海の底に溜まってて、また溶け出してきているのではないかとというのがございまして、今のこの制度「総量削減制度」を続けていきましたらもうしばらくたったら全体によくなってくたろうということが、シュミレーションして国の方が示しております。

(委員)

ありがとうございました。

(部会長)

ありがとうございました。その他何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

(委員)

色々な数値があったり、計算式が出てきてとても難しいなというのがまず一番の感想なんですけれども、ここに色々規制というか数値が出ているのは大きな事業所の分として出てきているんですね。生活排水と出てきているところの例えば一般家庭の部位については浄化槽とかそういうふうなもので計算しているということになるのでしょうか。

(事務局)

まず一点、一番最初に説明不足だったんですけども削減目標と言ってます数値は、1日これだけの数値にしましょうという数値になってます。それで21年度の実績と26年度の目標としてですが当然21年度の実績が何トンと書いてますよね。その中には浄化槽とか、下水道とか出てきている負荷量等それから未処理の雑排水というのを積算に入れてございます。

それと先ほど、先生がおっしゃた企業系の件なんですけれども、確かに1日平均50トンという大きなところに規制をかけているんですが、やはり産業系の負荷量を見ましてもだいたい7割弱ぐらいが大きい事業所からでございますので、こちらの規制値としていると、ただし、それ以外の小規模とかにつきましてはソフト的になりますけど削減できるように指導していくとされております。

(委員)

お伺いさせていただいたのは、それぞれ家庭で出てくる、例えば先ほど三角コーナー

でというふうなことを言われていましたが、そこら辺あたりはどこにそれはつながってこの数値としてはどこにつながってくるのかなという疑問があったので聞かせていただいたのですが。

(事務局)

負荷量としてうけられる、未処理の水というか率がどれぐらいあるから、どのくらい出てくるかと言うことで数字が出てきております。あとは、先ほど言いました生活排水対策、三角コーナーに網をかぶせるとか、米のとぎ汁を流さず、といいますのは、やはり一つには、下水道とか浄化槽にしましてもできるだけあまり極端に負荷の高い水が出ていったら処理できませんし、あともう1点は環境意識といいいますか何でも処理するから流していい、捨てていいというのではなくて、環境に優しい形に意識づけていくという点もありまして、していくということです。ですから、直接たちまち数値がこれによって変わるというのはありませんけど、トータル的には入っているという考えでございます。

(委員)

学校では、そういうようなことを子供たちにも、水を汚さないために色々なことを考えさせたりとか、そういう取り組みをしているわけですが、それは直接これにはつながっていかないのかな。どうなのかな。と思って。

ありがとうございました。

(事務局)

負荷的なものを減らしていくということが生活排水の数値として出てきますので、処理してるのと未処理を含めて見ていきますので削減につながっていきます。

(委員)

ちょっと難しいですね。それにつながるということで、納得していきたいと思います。

(事務局)

1点補足なんですけれども、負荷量を算出するときにですね、大きな工場とかですと排水量と排水のものというのがわかっているんで、現状で足すんですけれども、言われてた小さな工場とか一般の家庭につきましては、各都道府県とかで必要に応じて立入で一部の物だけ抜き取って実態とかを調査しましてですね、これぐらいの大きさとか一般家庭で単独浄化槽を使ったら、これぐらい負荷が出るだろうというのを計算で求めまして、そちらの方から計算式で出しています。

学校の方で言われましたように、家庭の方の排水対策等が進めばですね、通常浄化槽を使われている家庭の負荷はこれくらいだろうという数値が減ってくるということで計算上は最終的なものはそちらの方で数値が見られるということになるんですけれども、ここを一件一件どこかというのはなかなか難しいところなんです。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

資料1の4ページのところの表5で浄化槽という処理形態の分類なんですけれども、この浄化槽というのは、先ほどからお話されている市の浄化槽・合併浄化槽・あるいは

両方どれを指しているのでしょうか。

(事務局)

少しお待ち下さい。確認します。

申し訳ございません。処理人口の積算のしているところの浄化槽は合併浄化槽でございます。

(委員)

徳島県の対象は76万2千人だったと思うのですが、処理人口の下水と表5と全部足しまして計算しますと55.5%処理人口なんですけど、あとの45%ぐらいは今はどうなっているのですか。

処理されずにそのまま流されているという、そういう解釈でよろしんでしょうか。

(事務局)

先日公表されました汚水処理人口普及率というのがあるんですけど、これでだいたい徳島県内は約半分が下水道とか浄化槽とか農集で処理されております。

5年後、平成26年度におきましても率は上がっていくんですけども未処理の方は残ることになります。

(委員)

はい。わかりました。ありがとうございました。

内容については特に意見はございません。ありがとうございました。

(部会長)

その他どなたかおりませんか。

(委員)

ひとつだけ。前回ある委員の方から質問されたと思うのですが、生活排水のところの浄化槽なんですけれども、4ページの上から単独浄化槽を合併浄化槽の方に転換していくというようなことなんですけれども、例えば山間部なんかで合併浄化槽の何人槽という基準が今言われる㎡なんです。家の面積なんです。それで以前は、例えば非常に大きな家で昔は10人も20人も生活してて、それで単独槽で10人槽だったと。

ところが今は、みんながいなくなっておばあちゃんが一人になってしまって、そこがですね、単独槽を合併浄化槽に変えるとして町に申請したときに、やはり昔の大きい大きい面積の合併浄化槽を備えることになりますよね。そうしますと、当時から負荷が10分の1になっているのいわゆる処理能力が10倍のものをつければですね、当然そこに負荷量が減るもんですから機能としてなりたないんですね。

例えば、爆気する細菌にしても、えさが入ってこない。そのために共食いして最終的には腐敗してしまう、腐敗した水が処理されずに放流されてしまう。山間部や地方に行くほど、これがひどいというようなことが言われています。

こういうふうなことを何か行政で、法律ではそのように130㎡以下は5人槽、130㎡以上は7人槽、とか㎡でしているんですけども、これをですね、やはり地域の実態にあったようなことをできないのかなど。1人であつたら1人とか。

例えば山間部の地域でですね、家が20軒あり、そこに200人槽(分)が設置されており、今そこには5人しか住んでいないような場合、ほとんど機能していない状態らしいんです。元々そこには、アメゴがいたのにですね、いわゆる生の物が出るようにな

ってしまって非常に河川が汚染されてしまっているような問題も出てきているようなんですね。ですからこのところを県としては、どのような今後対策をされていくのか少し聞きたいなど。非常に難しいんですけども。

(事務局)

浄化槽の問題については、例えば今おっしゃったように㎡数で決めますから、昔は住んでいて、今核家族化も進んでいくし、そういう意味の中で例えば浄化槽法の中でやり方が決まるんです。

その中で、その他にもまだ例えば清掃の回数とか、機器の設備の点検の回数とか、それも決まっているんですよ。そうした時に、清掃も元々7人槽でしてるんですけども、お父様とお母様しか住んでいらっしらないとなかなか清掃も本来それだけの回数ありませんよね。現実問題としては。

逆にさっきおっしゃったように、流れ込むべき物が、流れこまないという状況の方が現実問題になってくる。そういう意味で、私も今年から環境行政を初めてやらせていただくんですけど、この浄化槽の維持という問題について非常に各市町村の方でも、住民の方も今おっしゃられたような疑問の声をですね、やっぱり私も聞いておりますし、より柔軟にできないのかとかですね。

例えば、市町村設置型の浄化槽設置事業みたいなものがあるんですけども、そういう制度の中であれば、個別の家につくるのではなくてある程度まとまった所に浄化槽を置くとかですね。個々の家ではなくて。そういうふうなこともできないかとかですね。

この問題について、法律が非常に固い法律なので、なかなか突破口がないんですけども、あの色々な御意見を集約すると、やはり今の現状の問題があるのは事実と思いますので、どういう方法がいいのか、どういうふうな規制緩和をを求めていくのかを充分検討させていただきたいなというふうに思っております。

(部会長)

その他何か御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、だいたい御意見も出尽くしたということでございまして、続きまして、パブリックコメントの実施及び今後の予定ということで事務局から説明をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは説明させていただきます。今後、本件につきまして、今月中旬から広く県民の意見を聴くという意味で、パブリックコメントの手続きに入ることを予定しております。

それと併せまして、関係市町村につきましても意見聴取を行う予定としておりまして、意見の募集等につきましては、ともに10月の中旬までの締め切りで実施をさせていただこうと考えております。

その後、パブリックコメントの意見等に対する見解を整理して、お示ししたいと考えております。

(部会長)

よろしいですか。

どうもありがとうございました。今事務局の御説明のとおり、パブリックコメントの意見等を整理したうえで次回の部会でとりまとめすることになっているということでございますので、これでよろしいでしょうか。

そうしますと、第2回の部会は10月31日ということで決めておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、これで一応本日予定の審議は終了いたしました。他に何か御意見等がございますでしょうか。

もし、ないようでしたら、これをもちまして本日の生活環境部会を終了したいと思います。皆様のような御意見をお聞かせていただきまして、また運営の御協力ありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

本仲部会長様、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。最後に坂東総局長からお礼のご挨拶を申し上げます。

(坂東総局長挨拶)

(事務局)

本日は長時間にわたり、御審議ありがとうございました。